



大雨注意報や大雨警報などテレビ、ラジオ、防災無線などの防災情報や気象情報に注意するとともに、「急に川の水が真っ黒に濁った」「山鳴りがする」「裏山からパラパラと小石が落ちてくる」など、普段と違う状況を見たり危ないと感じたときは、ためらわず避難しましょう。災害の前触れの情報や災害情報は、市役所庶務課防災係または長野県北信建設事務所に連絡してください。

なお、長野県ホームページ「砂防情報ステーション」(http://133.105.11.45/index.

土砂災害に備えよう

一瞬にして尊い命や、大切な財産を奪う土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害の大半は、長雨や大雨が引き金となり発生しています。

3月に発生した地震による影響で地盤の緩みが発生していることが考えられ、通常より少ない降雨で土砂災害が発生することが懸念されます。

こんなときは要注意

土砂災害に備え、家の周りの危険箇所を確認し、普段から自宅の裏山を見たり、避難場所や避難路を家族と話し合うことが大切です。

事前の備えや土砂災害危険箇所の確認など、詳しくは配布した「中野市防災ガイドブック」または、「中野市公式ホームページ」をご覧ください。

土砂災害(ズレ)用心！



html)には、雨量情報などが掲載されていますので、ぜひ、ご活用ください。

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、県と気象庁が共同で発表するものです。土砂災害警戒情報や土砂災害に関する質問・相談は、長野県北信建設事務所「土砂災害110番」窓口(☎0269(28)0773)にお寄せください。

平日午前8時30分から午後5時15分まで、または、大雨注意報・警報発令中にご利用いただけます。

土砂災害防災訓練を実施しました

5月29日(日)、土砂災害防止に関する理解を深めていただこうと、科野地区において土砂災害防災訓練を実施しました。

当日は、市役所内で災害対策本部設置訓練を行い、続いて、科野小学校体育館で、土砂災害を想定した情報収集訓練や住民避難訓練などを実施しました。

問い合わせ先
市役所庶務課防災係
☎(22)2111(内線210)
豊田支所地域振興課総務係
☎(38)3111(内線120)

防災行政無線の放送内容を確認できます

市では、平常時や災害発生時の情報伝達体制を確保し、市民の皆さんの安全を守るため、防災行政無線を市内に132基設置しています。住宅地のほぼ全域を通報可能範囲としましたが、住宅の構造や風向き、スピーカーの向きや近隣の交通事情などにより、聞きとりにくい状況になる場合があります。

こうした場合、以下の方法によって放送内容を確認することができますので、ご利用ください。

- ①NTT一般加入電話や携帯電話から確認する
フリーダイヤル0120-892-560
- ②市公式ホームページから確認する
URL <http://www.city.nakano.nagano.jp>
パソコン：「トップページの左側」⇒「防災行政無線の内容」
携帯電話：「トップページ防災情報」⇒「防災行政無線放送」

東日本大震災などで中野市に避難されている皆さんへ

東日本大震災や福島原子力発電所周辺の避難指示などで、本市に避難されている方は、ご自身の情報をご提供ください。ご提供いただいた情報は、総務省の「全国避難者情報システム」を通じて、避難前にお住まいの県や市町村に提供され、さまざまなお知らせ(見舞金などの各種給付の連絡、税や保険料の免除・猶予、国民健康保険証の再発行など)をお届けできるようになります。

なお、知人またはご近所に避難者の方がいらっしゃいましたら、この情報をお伝えくださいますようお願いいたします。

対象者
東日本大震災などに伴い中野市に避難されている方

提供いただく情報
①氏名 ②生年月日 ③性別 ④避難前の住所
⑤避難先の住所
※情報提供の際には、本人の同意が必要となりますので、詳しくは市役所市民課窓口係までお問い合わせください。



問い合わせ先
市役所市民課窓口係
☎(22)2111(内線236・274)

介護保険のお知らせ

負担限度額認定
更新の時期です

世帯全員が住民税非課税の方は、所得などに応じて介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)における食費・居住費の自己負担額が軽減されます。(通所系サービスは除きます)自己負担額の軽減を受ける際は、市へ申請し、負担限度額の認定を受けていただくことが必要です。

対象期間 住民税確定後の7月から翌年6月末日まで
申請方法 6月中旬ごろ、更

新対象となる方に申請書を送付しますので、6月30日(木)(期日厳守)までに申請してください。年度途中でも申請は受け付けします。

対象者 左表の利用者負担第1～第3段階に該当する方。

第4段階の方は負担軽減の対象外ですが、高齢夫婦世帯で一方が施設に入所し、居住費・食費の負担が生計が困難になるなど一定要件を満たし、申請により認められた方は、第3段階と同様の「特別減額措置」を受けられます。

なお、ショートステイの利用は特別減額措置の適用外となります。

▼利用者負担段階

第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護の受給者の方
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
第4段階	本人が住民税を課税されている方・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方

介護保険の要介護認定を受けている方が、住宅の生活環境を整えるために住宅改修(手すりの取り付け・段差の解消など)を行った場合、かかった費用の9割が介護保険から支給されます。

利用限度額 要支援・要介護に関係なく住宅に対し、介護保険受給者1人当たり生涯に20万円(1割は自己負担。最大18万円)までです。利用限度額を超えた額は、全額自己負担となります。

※転居した場合や要介護度が最初の改修より3段階以上高くなった場合は、再度、最大18万円まで住宅改修費の支給が受けられます。

※工事着手予定日の2週間前までに事前申請が必要です。また、工事完了後に、必要書類を市へ提出していただくこととなります。

ご不明な点は、まず、担当のケアマネージャーにご相談ください。

問い合わせ・申請先
市役所高齢者支援課介護保険係
☎(22)2111(内線365)

住宅改修をするときは
事前の申請が必要です